

## 序 章

---

計画策定にあたって



## 1 計画策定の趣旨

農業・農村は、食料の安定供給とともに、地域の経済を支える重要な役割を担っています。また、国土の保全や水源のかん養、美しい農村風景など、多面的機能の発揮により県民はその利益を享受しています。

しかしながら、農村部では、都市部に比べ先行する高齢化・人口減少や農業の担い手不足などによる集落機能の低下、中山間地域を中心とした耕作放棄地の増加、さらには、農業の基盤を支える農業水利施設等の老朽化による機能低下など、喫緊の課題に直面しています。

一方、農業・農村を取り巻く環境においては、国の米政策の見直しやTPP協定交渉の合意、国土強靱化の必要性など、大きな変革期を迎えています。

こうした中、これまで本県の農業農村整備事業は、「おおいた農業農村整備推進プラン（平成23年度～平成27年度 第3次農業農村整備長期計画）」に基づき、農業水利施設の更新整備やほ場の区画整理、ため池の改修など安定した農業生産の基礎となる整備を計画的に実施してきました。

今回、上位計画である県農林水産業振興計画「おおいた農林水産業活力創出プラン2015」が平成27年12月に策定されたことを受け、農業農村整備長期計画（以下、「計画」という。）においても全面改定を行い、農業・農村を取り巻く環境の変化に柔軟に対応した農業農村整備事業を実施することにより、持続可能で力強く豊かな農業農村をめざします。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、県長期計画「安心・活力・発展プラン2015」並びに、農林水産業振興計画「おおいた農林水産業活力創出プラン2015」を補完する農業農村整備の行動計画です。

## 3 計画の期間

計画期間は、「おおいた農林水産業活力創出プラン2015」と同様の平成27年度～平成36年度の10年間とし、概ね5年を目安に見直しを行います。目標年は平成36年度とします。

